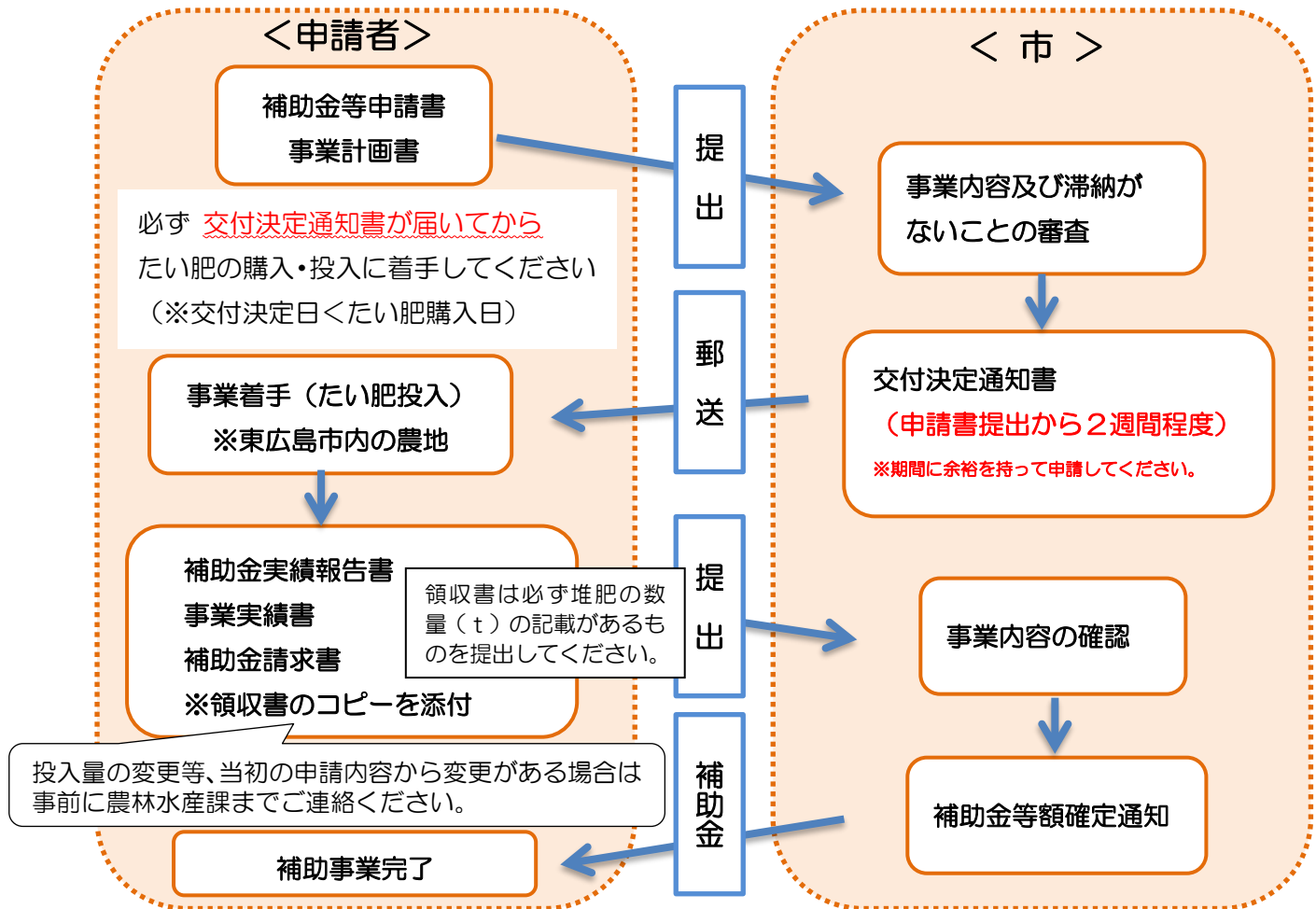


東広島市農水産業振興事業補助金の交付手順

地力増進支援事業（たい肥投入支援事業）



○ 交付基準

対象作物		米または園芸作物（販売を目的として栽培する野菜、果樹及び花き）
たい肥投入面積		10アール以上
補助額	農業者または 農業者団体	たい肥投入に要する経費（散布料を除く）の2分の1以内 1トンあたり1,500円が上限 【上限額200,000円】
	認定農業者 認定新規就農者 地域グループ営農団体	たい肥投入に要する経費（散布料を除く）の2分の1以内 1トンあたり3,500円が上限 【上限額500,000円】

※ 市税の滞納のない方に限ります。

※ 令和6年度からは下水汚泥を資源とし堆肥化させたものについても補助対象となります。
ご不明な点がございましたら、農林水産課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】東広島市産業部農林水産課
電話：082-420-0939（直通） 担当：横田